

清須市地球温暖化対策実行計画

（区域施策編・事務事業編）

2026（令和7）年度～2030（令和12）年度

令和8年3月
清 須 市

目次

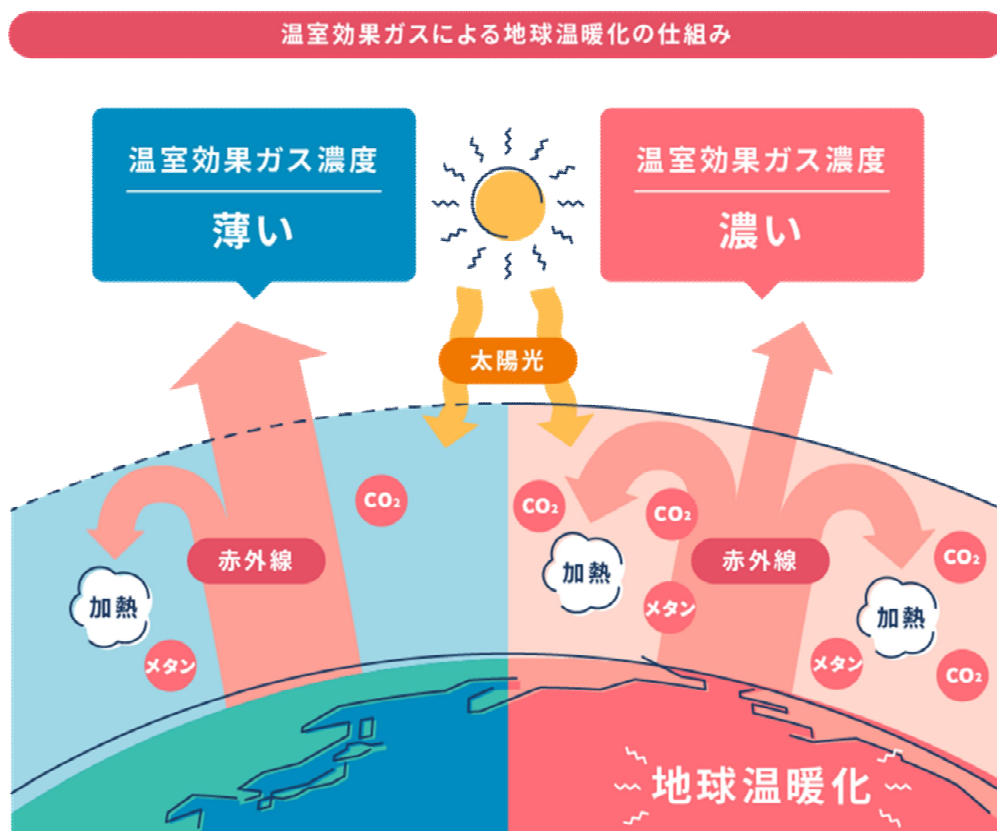
第1章 背景	1
1 地球温暖化の現状	1
2 世界の動向	4
3 国内の動向	5
4 本市における意義	8
第2章 基本的事項	10
1 目的	10
2 計画の位置づけ	10
3 対象とする温室効果ガスの種類	10
4 計画期間、見直し予定時期	11
第3章 温室効果ガス総排出状況	13
1 区域施策編における対象範囲	13
2 清須市について	13
（1）立地・交通	13
（2）人口の推移	15
3 温室効果ガスの総排出状況	17
（1）事務事業に関わる温室効果ガス排出量	17
（2）区域施策に関わる温室効果ガス排出量	19
4 再生可能エネルギーの普及状況	26
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	27
1 温室効果ガス排出量の将来推計	27
2 温室効果ガス排出量の削減目標	27
第5章 目標達成に向けた取組	29
1 取組の基本方針	29
2 事務事業編	31
3 区域施策編	35
4 市域企業が活用出来る環境施策等	38
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	39
1 推進体制	39
2 点検・評価・見直し体制	41
（1）毎年のPDCA	41
（2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA	41
3 進捗状況の公表	42

第1章 背景

1 地球温暖化の現状

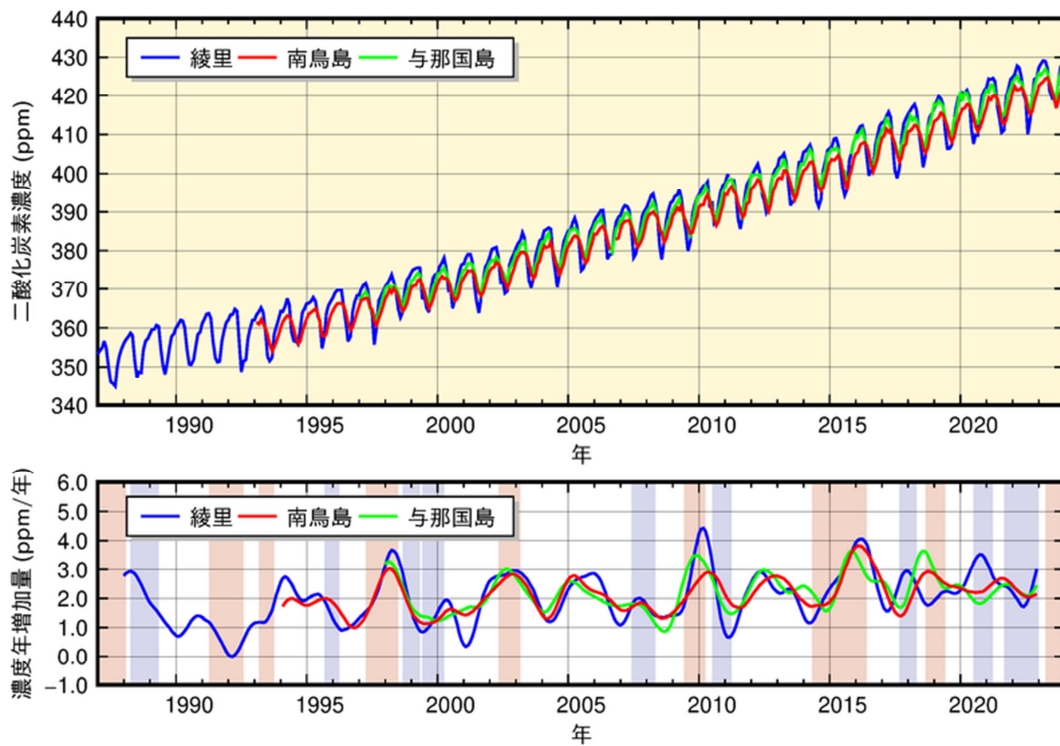
地球の大気に含まれる水蒸気や二酸化炭素（CO₂）、メタンガス（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などは、温室効果ガスと呼ばれ地表から放出されるエネルギーの一部と太陽からのエネルギーを一時的に吸収して、地表付近の平均気温を一定に保つ役割があります。この大気を持つ温室効果によって、地球は私達が生きるのに適した温度に維持されています。

しかし、産業革命以後、石炭や石油、天然ガスといった化石燃料の使用量が増加し、更に二酸化炭素を吸収する森林が減少することなどにより、大気中に大量に排出された温室効果ガスが大気中に残り、その濃度の上昇傾向が続いています。その結果、地表から放出されるエネルギーが大気中にとどまり、地球全体の気温が変化しつつあります。

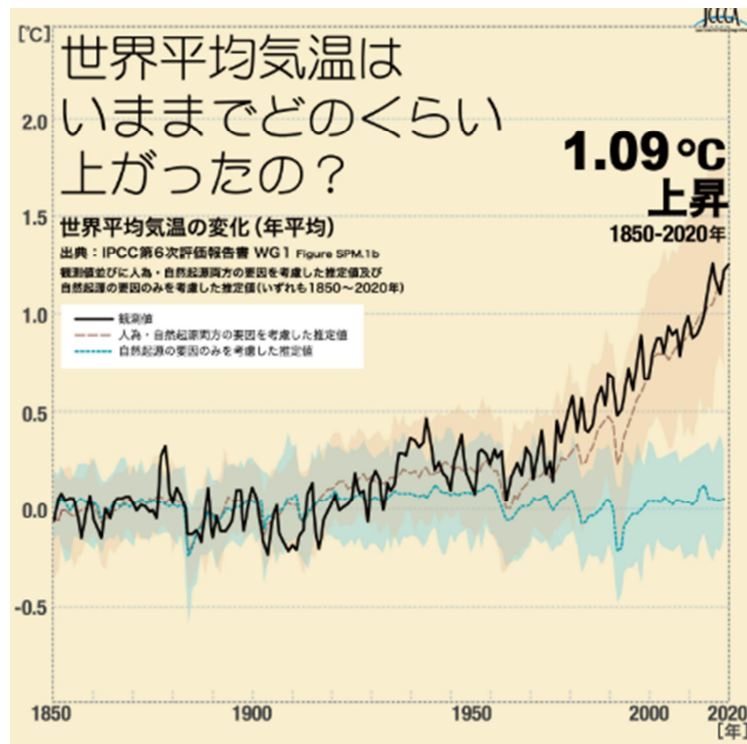


温室効果ガスによる地球温暖化の仕組み

出典：環境省「もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin」



大気中の二酸化炭素濃度の変化
出典：気象庁「日本の気候変動 2025」

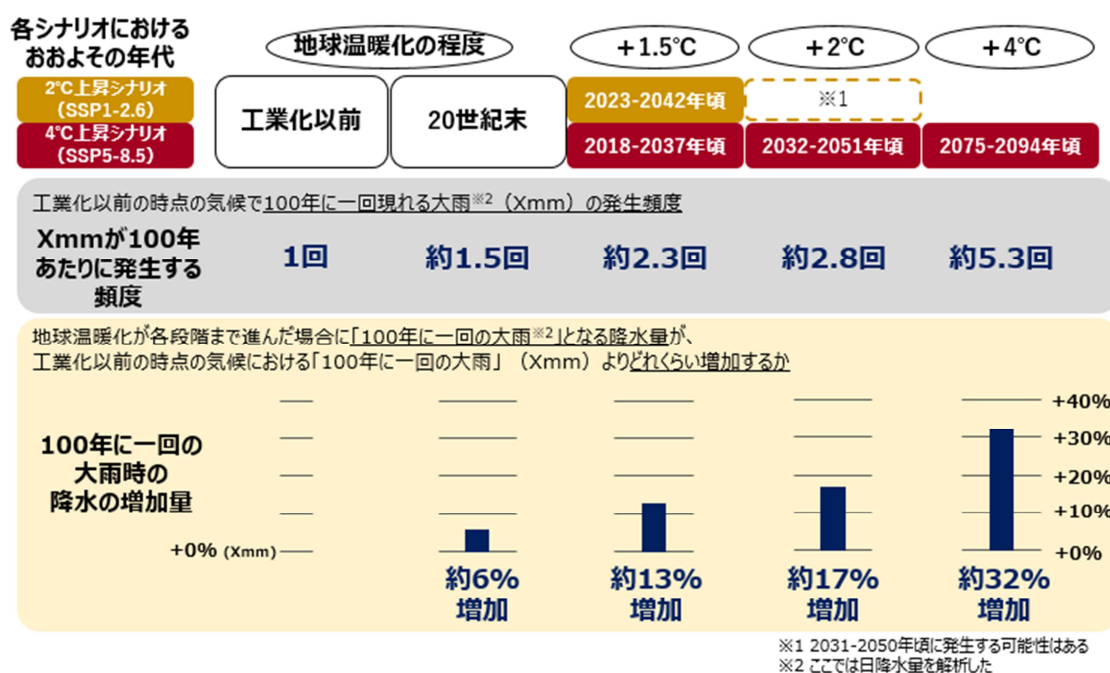


地球の平均気温の推移
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

人間活動に伴う温室効果ガス排出量が増えたことにより、世界の平均気温は上昇傾向にあり、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した第6次評価報告書では、陸域と海上をあわせた世界平均地上気温は、1880年から2020（令和2）年の間に1.09℃上昇していることが示されました。また、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末に世界平均地上気温は2.6～5.7℃上昇し、気温上昇を低く抑えるための厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3～1.7℃の上昇は避けられないとしています。

気温の上昇は、世界各地で気候変動を引き起こし、様々な影響が起こり始めています。影響は、気温の上昇率によって異なり、気温上昇が大きいほど私たちの生活に多大な影響が及ぶことが想定されています。

日本においても、大雨や猛暑日の増加、熱帯夜の観測頻度の増加、動植物の生息域が変化するなど、様々な影響が確認されています。今後も強い台風が発生することが予測されており、集中豪雨による土砂災害や沿岸域での高潮被害などが増加する恐れがあるほか、蚊などが媒介する熱帯性の感染症の流行が懸念されます。



100年に一回の極端な大雨の発生頻度と強度の変化

出典：気象庁「日本の気候変動 2025」



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の 10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から 13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

地球温暖化が引き起こす気候変動の影響
 出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2 世界の動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。2015（平成 27）年にニューヨークで開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を 2030（令和 12）年に向けて総合的に開発する強い意志が共有されました。SDGs の目標 13「気候変動に具体的な対策を」では、地球温暖化が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが掲げられています。

同年には国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定の第 2 条（目的）には「世界的な平均気温上昇を産業革命以前

に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」と明記されています。さらに、2021（令和 3）年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の具体化についての国家間協議が進み、世界全体で地球温暖化問題に取り組んでいく流れが加速しています。

また、2025 年 2 月 18 日に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され 2050 年の実現に向けた取組や投資、イノベーションの推進が課題として示されました。この計画は、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方やビジョン等を提示するものです。

世界の地球温暖化対策は、パリ協定の下、2050 年年までのカーボンニュートラル（排出実質ゼロ）を長期目標としつつ、主要排出国を中心に 2030 年までに大幅な排出削減を目指しています。

2025（令和 7）年 11 月 10 日から 21 日まで、ブラジル・ペレンで国連気候変動枠組条約第 30 回締約国会議（COP30）が開催され、途上国の気候災害被害を軽減するための資金支援を 2035 年までに 3 倍に増やす方針や温室効果ガスの排出削減を盛り込んだ合意文書が採択されました。

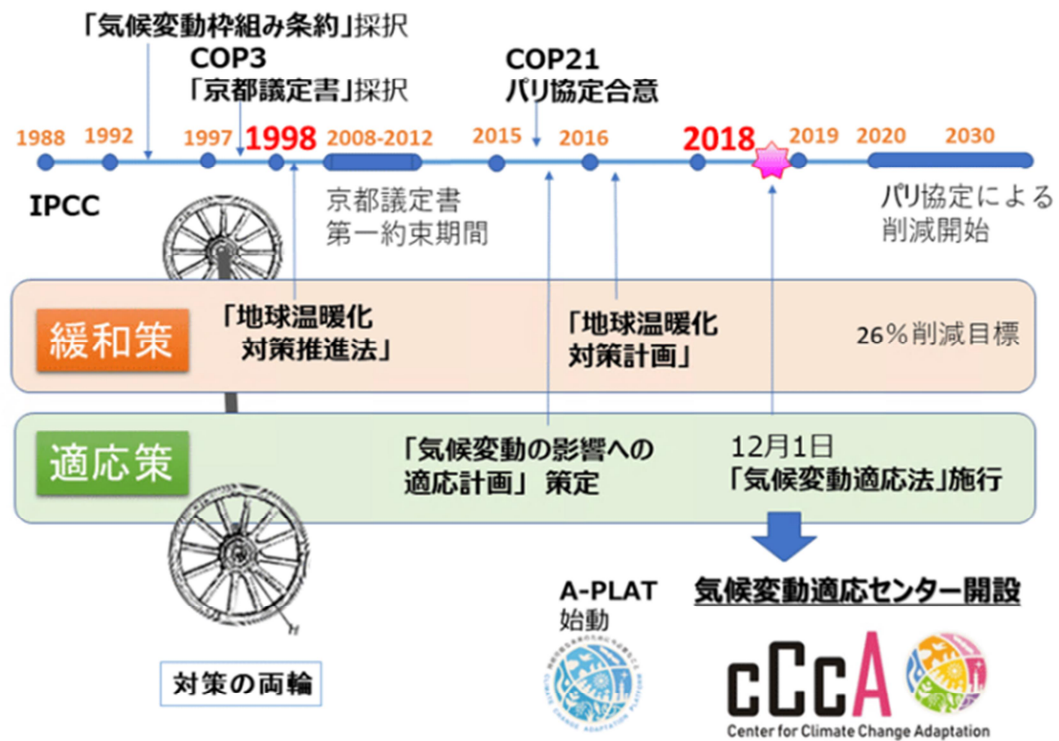
3 国内の動向

政府は、パリ協定が採択されたことを受け、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス削減の中間目標を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%の削減、長期的目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の削減を目指してきました。さらに、2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減の中間目標を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 46%削減し、さらには 50%の高みに向け、挑戦を続ける方針が示されました。地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）が成立し、政府は 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

また、2023（令和 5）年、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 法（GX 推進法）、2025 年 5 月改正）が成立し、温室効果ガス排出量取引制度、化石燃料賦課金などを通じて、カーボンニュートラル実現と経済成長の両立を目指すことになりました。

なお、2030（令和 12）年以降については、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度までの削減目標を 2013（平成 25）年度比でそれぞれ 60%削減、73%削減としています。

【気候変動に関する動き】



地球の気候はすでに変化しており、パリ協定以降に日本でも2018年に「気候変動適応法」を策定したとお話がありました。気候変動の対策として、温暖化原因の削減は「緩和」、影響への対策は「適応」と説明がありました。今後予測できない気候変動に対してどう対応していくか、グローバルな部分だけではなく、地域によって気温上昇の違いや、動植物の生息域の変化、海面上昇など環境の変化が様々あり、ローカルな問題としても対応が必要になっていくとのことでした（図5）。

出典：国立環境研究所 地球環境研究センターニュース
2022年2月号 Vol.32 No.11

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(※) を目指す年など (※) 温室効果ガスの排出を全廃としてゼロにすること
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 65 % 以上削減 ※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す (2005年比)	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55 % 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45 % 削減 (2005年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2035 年度において 60 % 削減 (2013年比) 2040 年度において 73 % 削減 (2013年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030 年までに 30 % 削減 (1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 61 - 66 % 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています（2025年5月現在）

地球温暖化の緩和に向けた各国の温室効果ガス削減目標

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

愛知県においても新たな戦略として「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」を策定し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指しています。この戦略では、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図るため、3つの視点に基づいた取組みを進め、2030(令和12)年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で46%削減する目標が設定されています。

また、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確化し、すべての主体の自主的かつ積極的な取組みを促すため、「愛知県地球温暖化対策推進条例」が制定されました。

あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）
2030 年度の部門別の温室効果ガス削減目標（値は 2013 年度比）

部門	産業	業務	家庭	運輸	その他※	総排出量
削減率	▲34.6%	▲69.2%	▲77.6%	▲46.2%	▲34.2%	▲46.0%

植林や森林管理などによる温室効果ガスの吸収源を増やす対策を含む

4 本市における意義

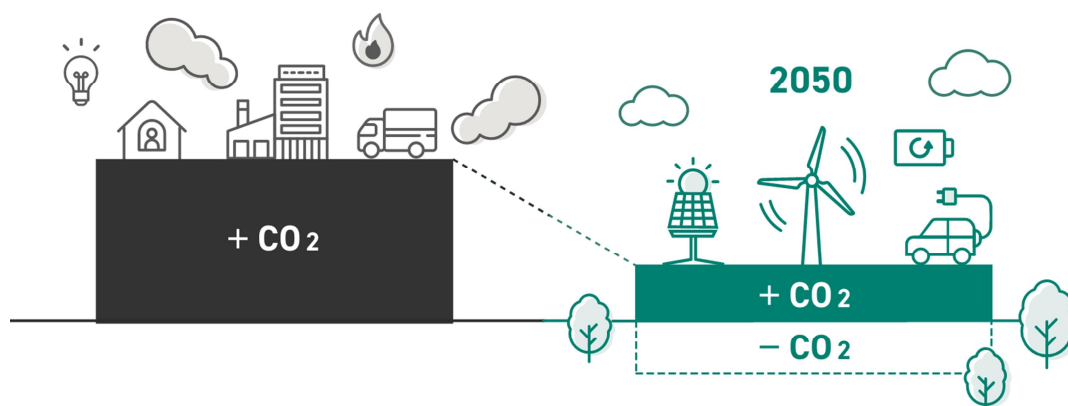
本市では、2017（平成 29）年 3 月に「清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定しましたが、国の「地球温暖化対策計画」の目標値の引き上げ、市役所北館の運用開始や公共施設統廃合等、既存計画とのかい離を修正する必要性が生じたため、計画期間の見直し、取組の評価と検証を実施し、新たな実行計画を策定し、公共施設における温室効果ガスの抑制に努めています。

さらに、2022 年（令和 4 年）3 月に「清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定（作成）しました。事務事業編の目標値は、電気事業者変更に伴い温室効果ガス排出量の少ない電力を導入することにより、令和 6 年度に達成することができましたが、今後も引き続き公共施設における温室効果ガスの排出量抑制に努めていきます。

本市が、持続可能な市として発展していくためには、日本の目標である 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、清須市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市全体での温室効果ガス排出量削減を一層推進していく必要があります。

カーボンニュートラルとは（出典：環境省 脱炭素ポータルホームページ）

カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計が実質的にゼロになることです。カーボンニュートラルを実現するためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均 気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）」や「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等を合意しました。この実現に向けて、世界 が取組を進めており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲 げています。



第2章 基本的事項

1 目的

清須市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、市行政のみならず市民や事業者も含めた市域全体より発生する温室効果ガスの排出量を削減する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」及び清須市第3次総合計画をはじめとする地球温暖化対策に関連する各種計画との整合性を図り、本市における地球温暖化対策を総合的に推進していくための計画と位置づけています。

3 対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の3種類を対象とします。

なお、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）は、排出量が極めて少なく、算出が困難であるため対象外とします。

地球温暖化対策推進法が定める温室効果ガスと本計画の対象

温室効果ガスの種類	主な排出活動	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用、廃プラスチック類の焼却等	電気の使用 燃料の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等	(対象外)
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等	(対象外)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等	(対象外)
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている	(対象外)

4 計画期間、見直し予定時期

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度末までを計画期間とし、2013（平成25）年度を基準とします。なお、今後、社会経済情勢の変化や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

項 目	年 度							
	2013 (平成25)	...	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始				目標 年度
計画期間								

【事務事業編】（公共施設が対象）

地方公共団体が、実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であり、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び 10 項に基づき、全ての都道府県及び市町村並びに特別区及び一部事務組合、広域連合に策定と公表が義務付けられている。

【区域施策編】（公共施設、民間事業者、市民生活を含む市内の全てが対象）

地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項において、都道府県及び指定都市は、区域の自然社会的条件に応じて、区域施策編（温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項）の策定が義務付けられている。

また、中核市未満の市町村に対しては、同法第 19 条第 2 項の趣旨に照らし、区域施策編の策定に努力することが求められている。

第3章 温室効果ガス総排出状況

1 区域施策編における対象範囲

区域施策編の対象範囲は、市内全域で取組むものとします。市民生活や事業活動において、市内全域で排出される前述の温室効果ガス総排出量を対象とします。

2 清須市について

(1) 立地・交通

清須市は愛知県西部、濃尾平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に北部は一宮市、稲沢市および北名古屋市に西部はあま市に隣接しています。

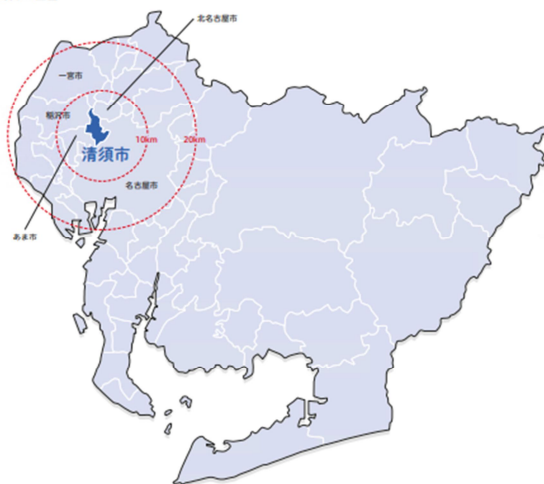
面積は1,735ha、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%にあたります。

地形は比較的平地で、庄内川の下流にあり、ほとんどに地域が海拔10m未満となっています。

また、庄内川のほかに新川、五条川、などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風情を楽しむことができます。

交通は、広域の利便性に恵まれ、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、犬山線、津島線及びJR東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号・302号などの道路網により周辺都市との連携が図れています。

■清須市の位置



清須市位置図



出典：清須市第3次清須市総合計画



清須市の主な交通網
出典：清須市第2次清須市総合計画

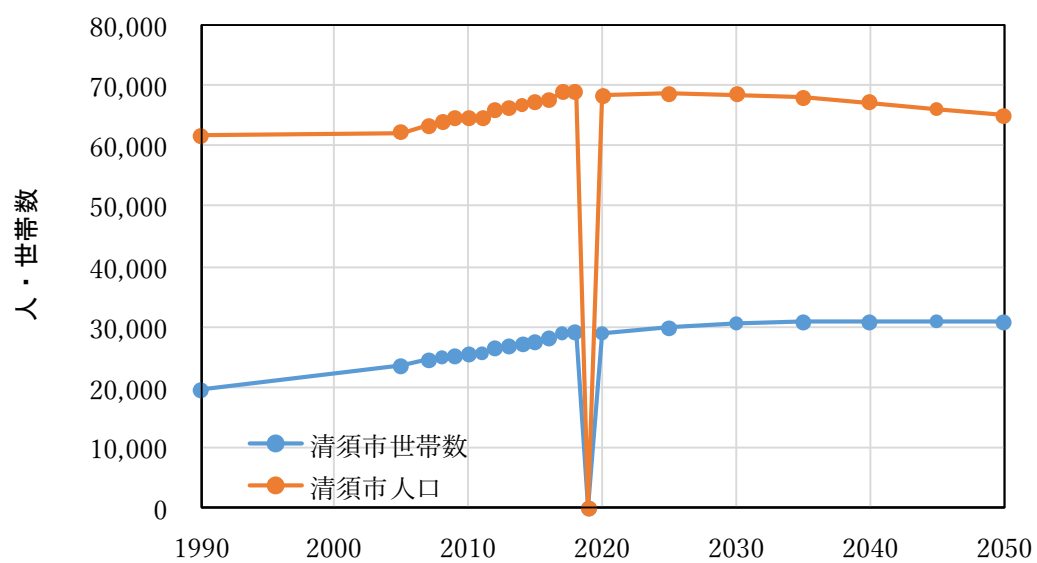


清須市の主な交通網

出典：清須市第2次清須市総合計画

(2) 人口の推移

本市の総人口は、年々増加傾向にあります。特に2005（平成17年）年から2010（平成22年）年から2015（平成27年）年にかけては多く増加しています。しかし、今後は2021（令和3年）年からは徐々に減少する傾向に転じています。人口は2020年の6.8万人から、2050年には6.5万人となる予測です。



清須市人口推移

出典：国立社会保証・人口問題研究所

3 温室効果ガスの総排出状況

(1) 事務事業に関わる温室効果ガス排出量

本市の事務事業の2022（令和6）年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度2013（平成25）年度に比べて46.8%減少しています。これは、温室効果ガス排出係数の低い電力を使用したこと、電気自動車の購入等を逐次進め化石燃料の使用量を低減させたことなどによるものです。本市の事務事業では、次章に述べる温室効果ガスの目標削減率を達成できている状態です。

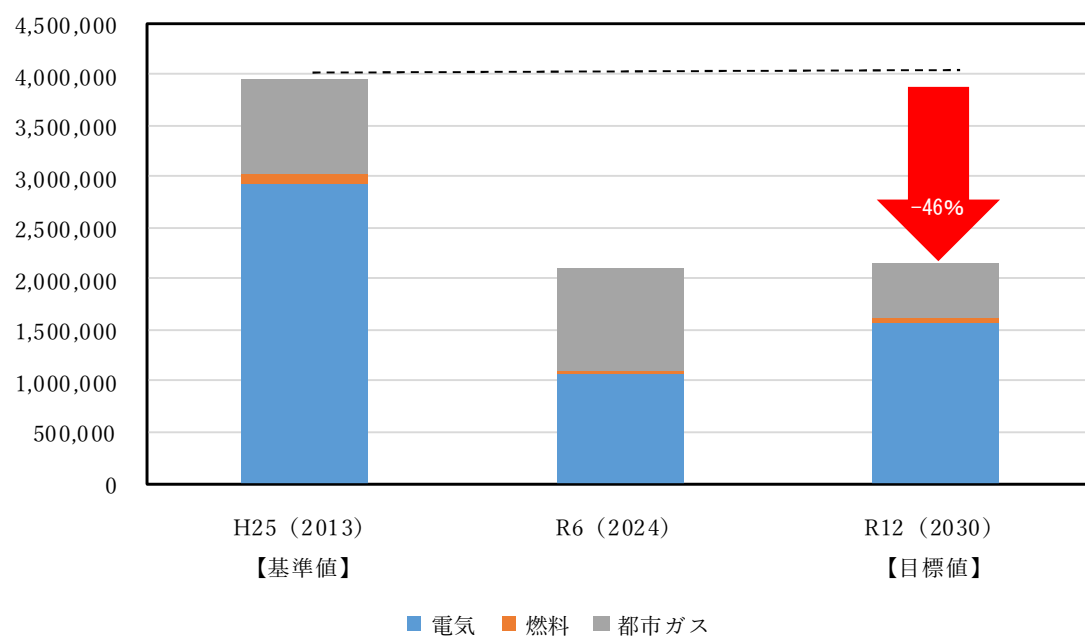
今後は、公共施設の照明のLED化、電気自動車の活用を更に進め、さらなる温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

本市の事務事業における温室効果ガス排出量

項目	基準年度 2013（平成25）年度	実績 2022（令和6）年度	削減率 基準年度比	目標削減率 基準年度比
温室効果ガス 総排出量（kg-CO ₂ ）	3,952,826	2,103,230	-46.8%	-46.0%
電気（kg-CO ₂ ）	2,933,725	1,065,461	-63.7%	-45.0%
燃料（kg-CO ₂ ）	99,920	47,690	-52.3%	-60.0%
都市ガス（kg-CO ₂ ）	919,181	990,078	+7.7%	-44.5%

※令和6年度の総排出量は基準年度比46.8%削減し目標削減率を達成

なお、一度2025年度に下がった電気の総排出量が2030年に上がる理由については、2026年度には市役所西館が竣工し供用開始されます。そのため、電気は2025年には下がったものの、今後の電気使用による排出量は増加傾向が見込まれています。それでも、2030年度の目標削減率基準年度比を超えないことを目標とします。

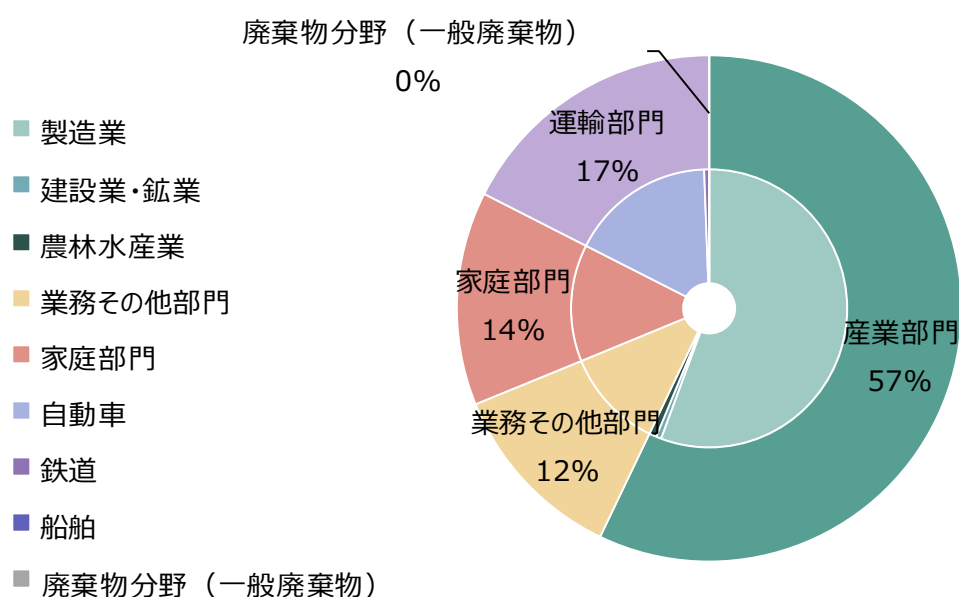


事務事業に関わる温室効果ガス排出量

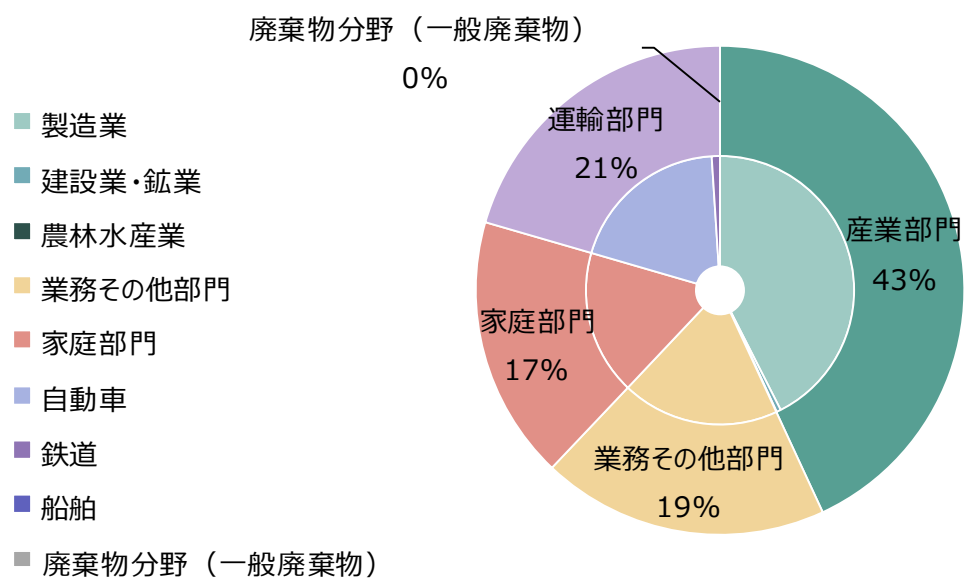
（２）区域施策に関わる温室効果ガス排出量

区域施策に関わる温室効果ガス排出量の現状は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和５年３月）」の「自治体排出量カルテ」に基づいて推計しました。なお、自治体排出量カルテの排出量は、都道府県別按分法及び全国按分法で推計されています。

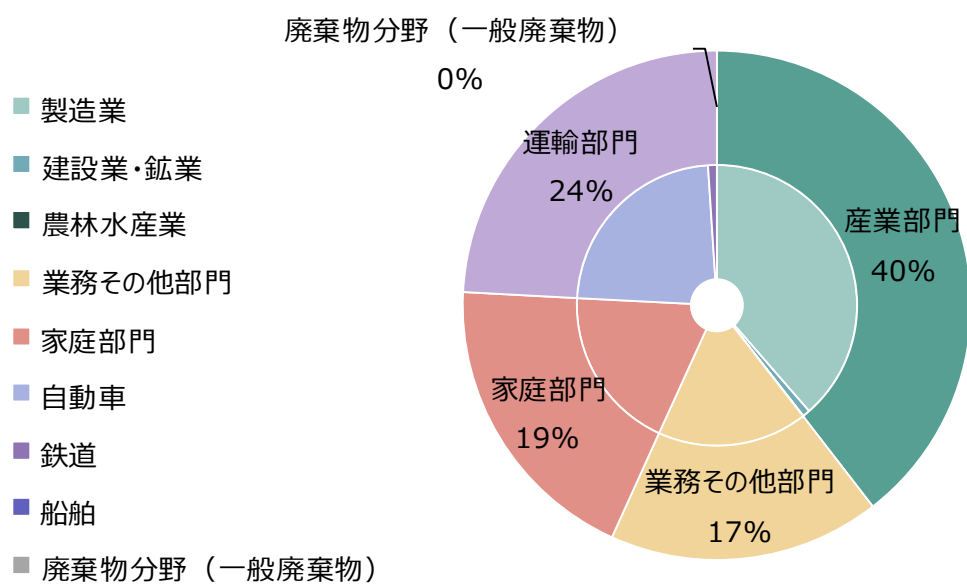
2022（令和４）年度時点で、清須市の温室効果ガスは主に産業部門からの排出量が４割を占めており、次いで運輸部門、家庭部門、業務その他部門の排出量が多くなっています。



部門・分野別 CO2 排出量構成比 平成 17 年度（2005 年度）



部門・分野別 CO2 排出量構成比 平成 25 年度（2013 年度）



部門・分野別 CO2 排出量構成比 令和 4 年度（2022 年度）
参考）環境省の排出量カルテ

排出量の内訳を見ると、産業部門では製造業からの排出量が大半を占めています。

運輸部門では自動車の排出量が主となっており、「旅客」と「貨物」により運輸部門の 9 割以上の排出量を占めています。

これらのことから、主に産業部門（製造業）、運輸部門（自動車）、家庭部門、業務その他部門のそれぞれの温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

基準年度 2013（平成 25）年度と 2022（令和 4）年度の
温室効果ガスの部門別排出量比較

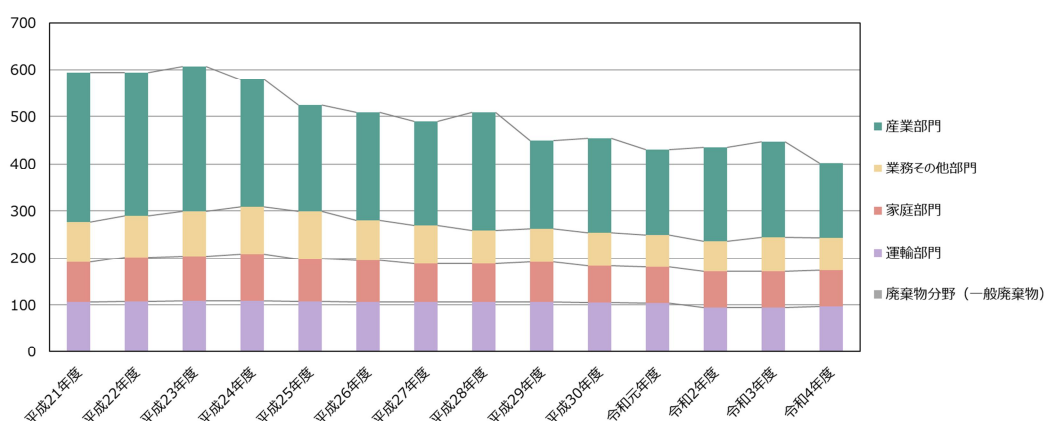
部門・分野	2013 年度 排出量 [千 t-CO ₂]	2022 年度 排出量 [千 t-CO ₂]
合 計	525	402
産業部門	226	159
製造業	223	155
建設業・鉱業	3	3
農林水産業	0.16	0.21
業務その他部門	100	69
家庭部門	91	77
運輸部門	108	97
自動車	102	93
旅客	62	53
貨物	40	40
鉄道	5	4
船舶	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	0	0

基準年度と 2022(令和 4)年度を比較すると、製造業については、2013（平成 25）年度は 223 千 t-CO₂ ですが、2022（令和 4）年度には 155 千 t-CO₂ に大きく減少しています。

また、建設業・鉱業については、基準年度 2013（平成 25）年度と 2022（令和 4）年度ともに 3 千 t-CO₂ で大きな変化はありません。農林水産業については、基準年度 2013（平成 25）年度の 0.16 千 t-CO₂ から、2022（令和 4）年度の 0.21 千 t-CO₂ に微増しています。

2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量の合計は、402 千 t-CO₂ で、基準年

度 2013（平成 25）年度の排出量 525 千 t-CO₂ に比べると、約 23%の減少となります。年々、温室効果ガス排出量は徐々に減少している傾向が認められますが、2030（令和 12）年度の国、県の温室効果ガス排出量削減目標を念頭において、更なる排出量削減が求められています。



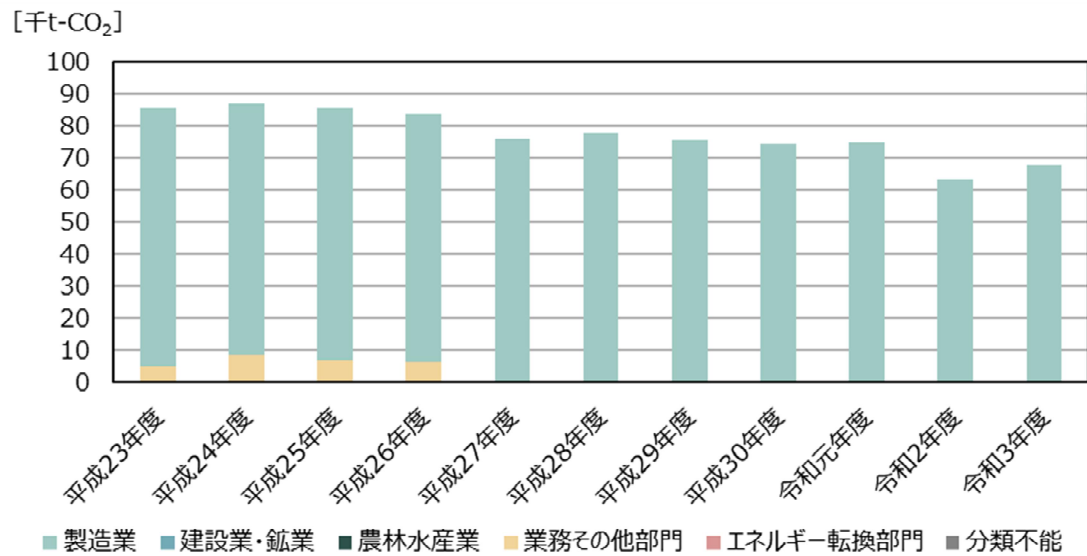
清須市における温室効果ガス排出量の経年変化
参考) 環境省の排出量カルテ

また、排出量カルテの産業部門では、多量に温室効果ガスを排出しており「地球温暖化対策の推進に関する法律」において自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている事業所（「特定事業所」とよばれます）の温室効果ガス排出量も推計しています。

清須市においては製造業の温室効果ガス排出量の約 4 割が特定事業所からの排出となっています。特定事業所の業種内訳は、主に食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業などの事業所となっています。

地域の特性として、食品、薬品、自動車などの製造業の割合が多いため、製造業関連の事業所については、特定事業所およびそれ以外の事業所も CO₂ 排出量削減について関わることにより、市内の CO₂ 排出量が削減できると考えられます。

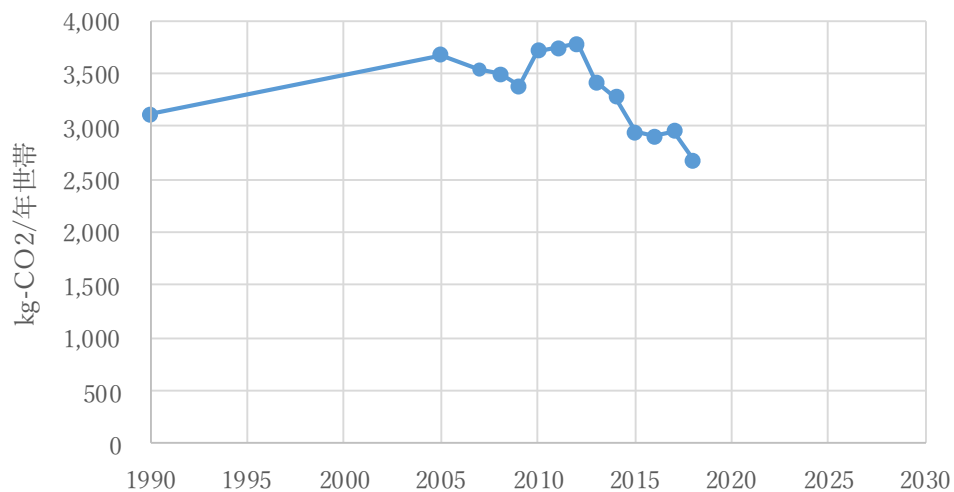
市内の特定事業所がそれぞれの企業努力をされていたため、令和 4 年には基準年との比較で大きく減少しています。事業所の規模もありますが、CO₂ 排出量の削減には、行政が行っている省エネの診断や補助制度を活用して、更なる排出量の削減を目指していきます。



清須市内の特定事業所の温室効果ガス排出量の経年変化〔千 t-CO₂〕

参考) 環境省の排出量カルテ

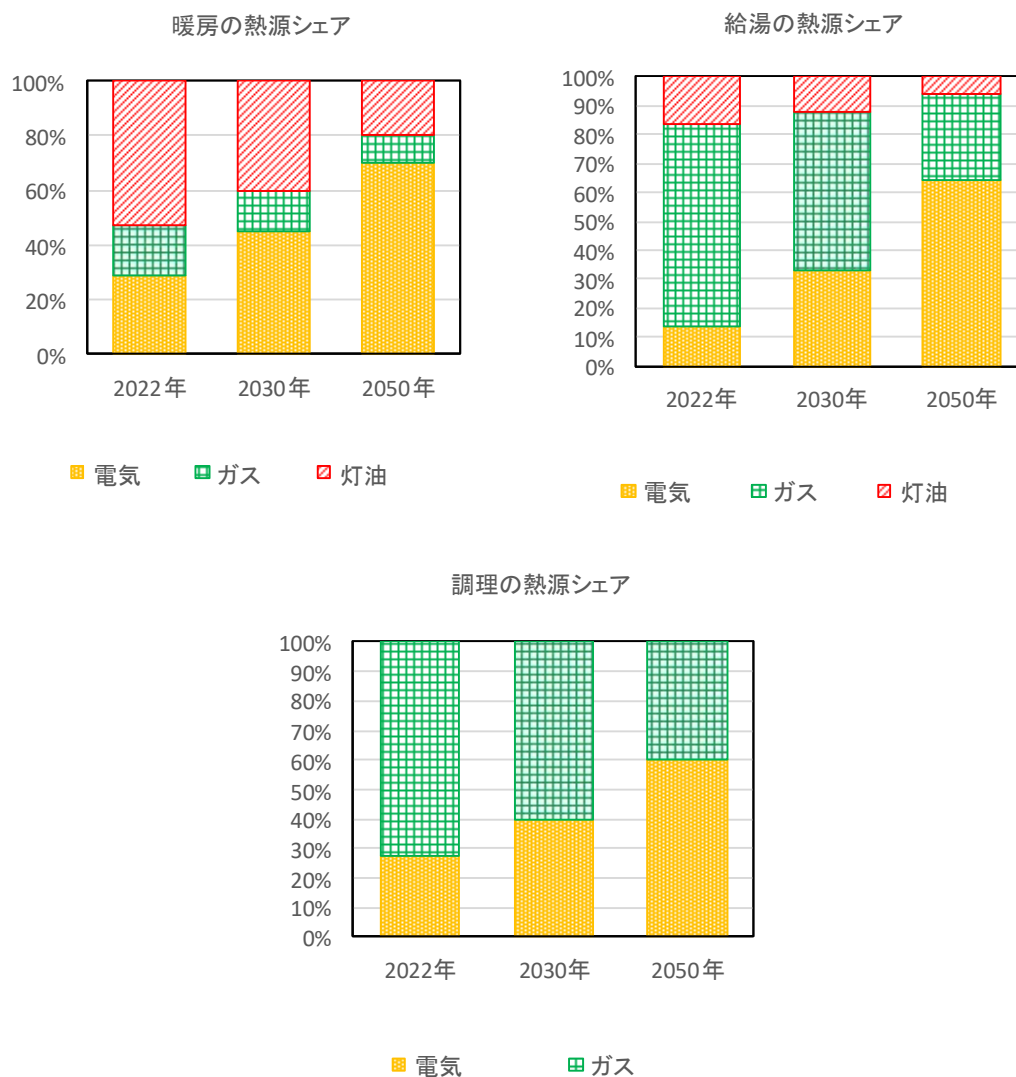
家庭部門においては、社会の省エネルギーの普及などにより、2013（平成25）年度の91千t-CO₂から、2022（令和4）年度には77千t-CO₂に大きく減少しています。世帯当たりの温室効果ガス排出量も減少傾向にあります。



世帯当たりの温室効果ガス排出量の推移

出典：環境省自治体排出量カルテ

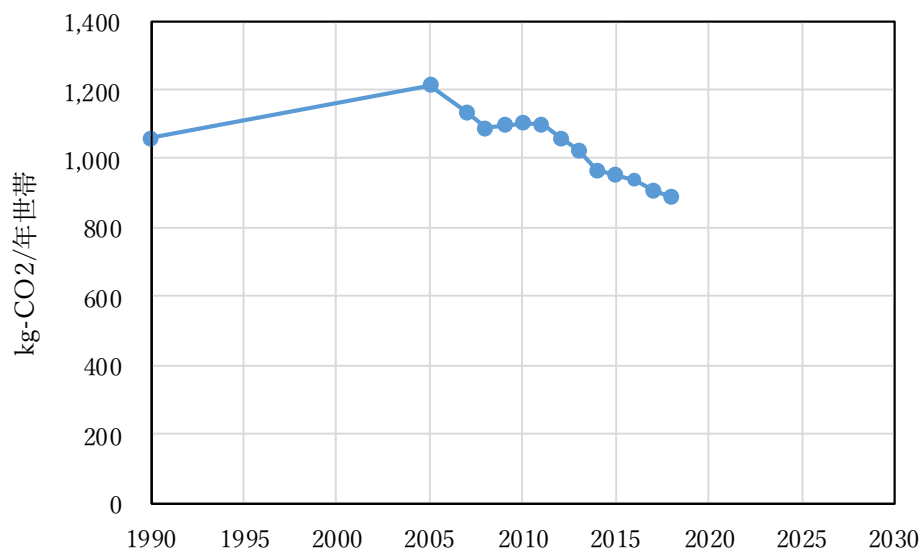
なお、家庭における温室効果ガスの排出源は、主に冷暖房等の空調や給湯設備等の熱源であり、電気やガス、灯油等の使用に伴い温室効果ガスが排出されます。一般的に、灯油、ガス、電気の順に温室効果ガスの排出量が多いことから、家庭で使用するエネルギーの割合を、より温室効果ガスの排出量が少ないものに変えていく必要があります。



家庭で使うエネルギーの種別割合の変化想定

運輸部門では、自動車からの温室効果ガス排出量が主であり、基準年度 2013（平成 25）年度の 102 千 t-CO₂ から、2022（令和 4）年度の 93 千 t-CO₂ に減少しています。

世帯当たりの自家用車から排出される温室効果ガスの量も、年々、減少傾向にあります。

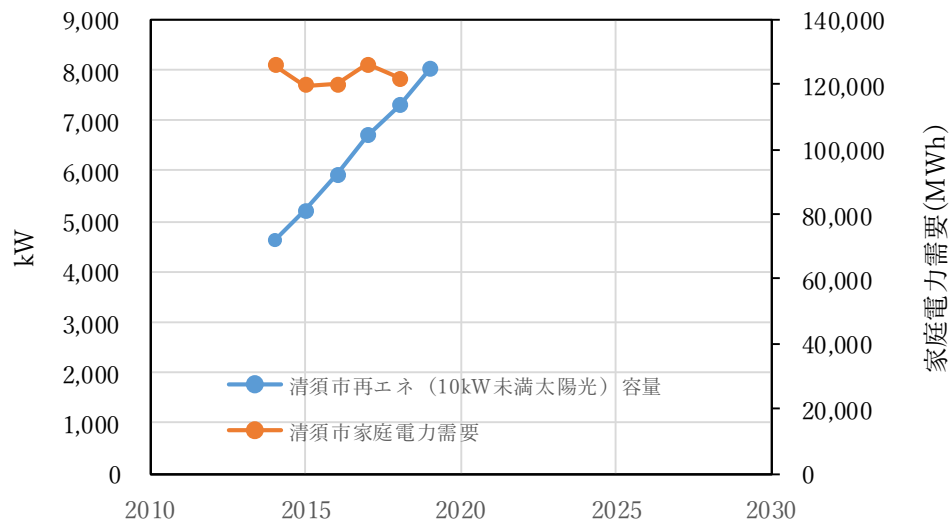


自家用車の温室効果ガス排出量の推移

出典：環境省自治体排出量カルテ

4 再生可能エネルギーの普及状況

10kW未満の太陽光設置容量は、2014年の4.5kWから2019年の8kWへ1.7倍になりました。太陽光により得られるエネルギーは、家庭の電力需要量の約10分の1に達する勢いで増加しています。



再生可能エネルギーの普及状況と家庭の電力需要

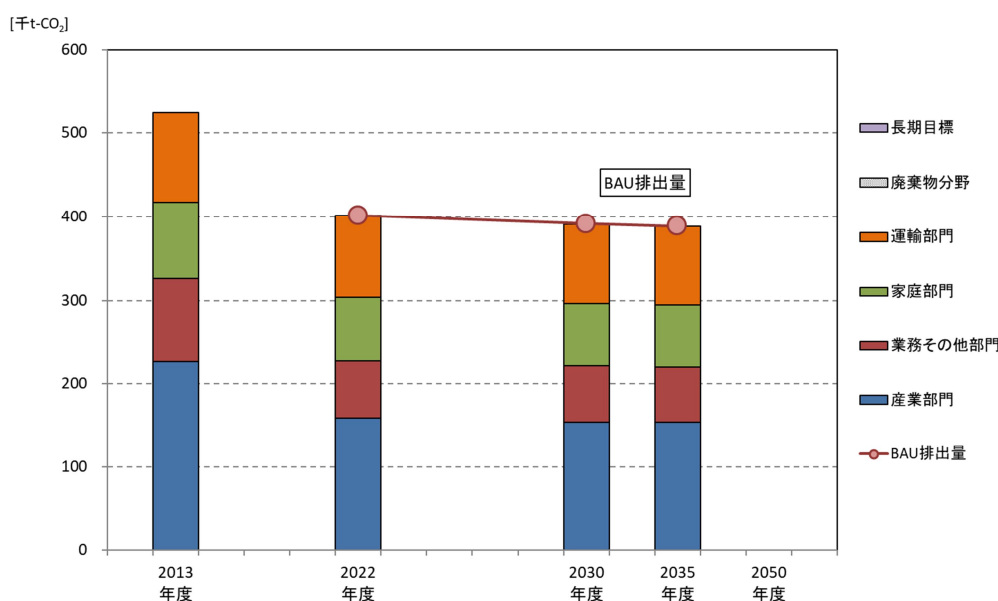
出典：環境省自治体排出量カルテ

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 温室効果ガス排出量の将来推計

市の温室効果ガス排出量は、将来の人口や産業、経済など社会活動の活動量と地球温暖化対策の内容に応じて変化します。今後、追加的な地球温暖化対策を行わずに、人口とそれに比例した社会活動の変化のみが反映された温室効果ガス排出量の推計を「現状すう勢ケース（BAU [Base as Usual] 排出量）」として推測しました。

その結果、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量は、2022（令和4）年度に比べわずかに減少し、約391（千t-CO₂）と推計され、2013（平成25）年度比で約26%削減となりました。



何も対策を行わない場合の温室効果ガス排出量の推計

2 温室効果ガス排出量の削減目標

国や愛知県が目標として掲げている目標である「2030（令和12）年度の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で46%削減」を踏まえ、清須市においても事務事業及び区域施策に関わるCO₂排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で46%削減することを目指します。

この目標の達成には、今後、約119（千t-CO₂）の排出量削減が必要であり、

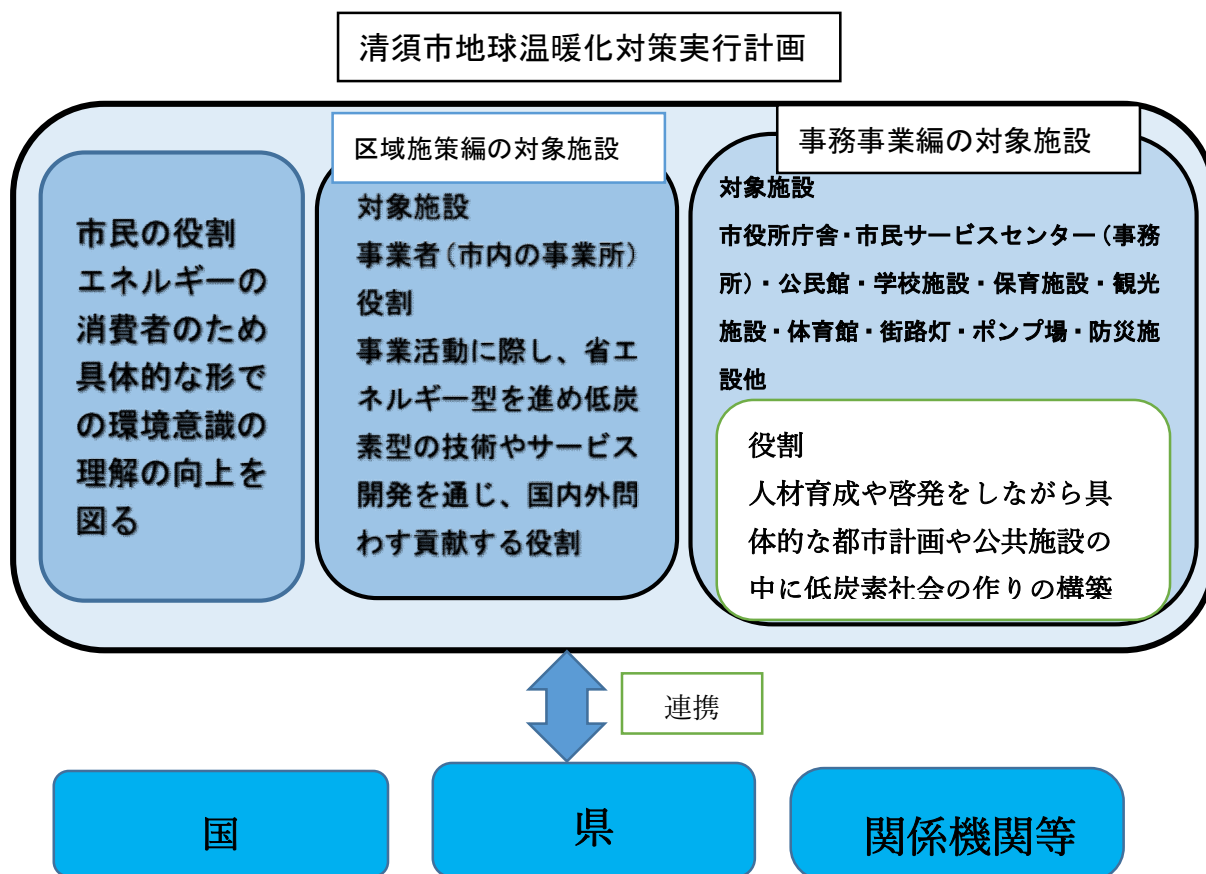
これまでの取組を継続するだけで簡単に達成できるものではなく、市民・事業者・市の連携・協働のもと、市全体で削減対策を進めていく必要があります。

第5章 目標達成に向けた取組

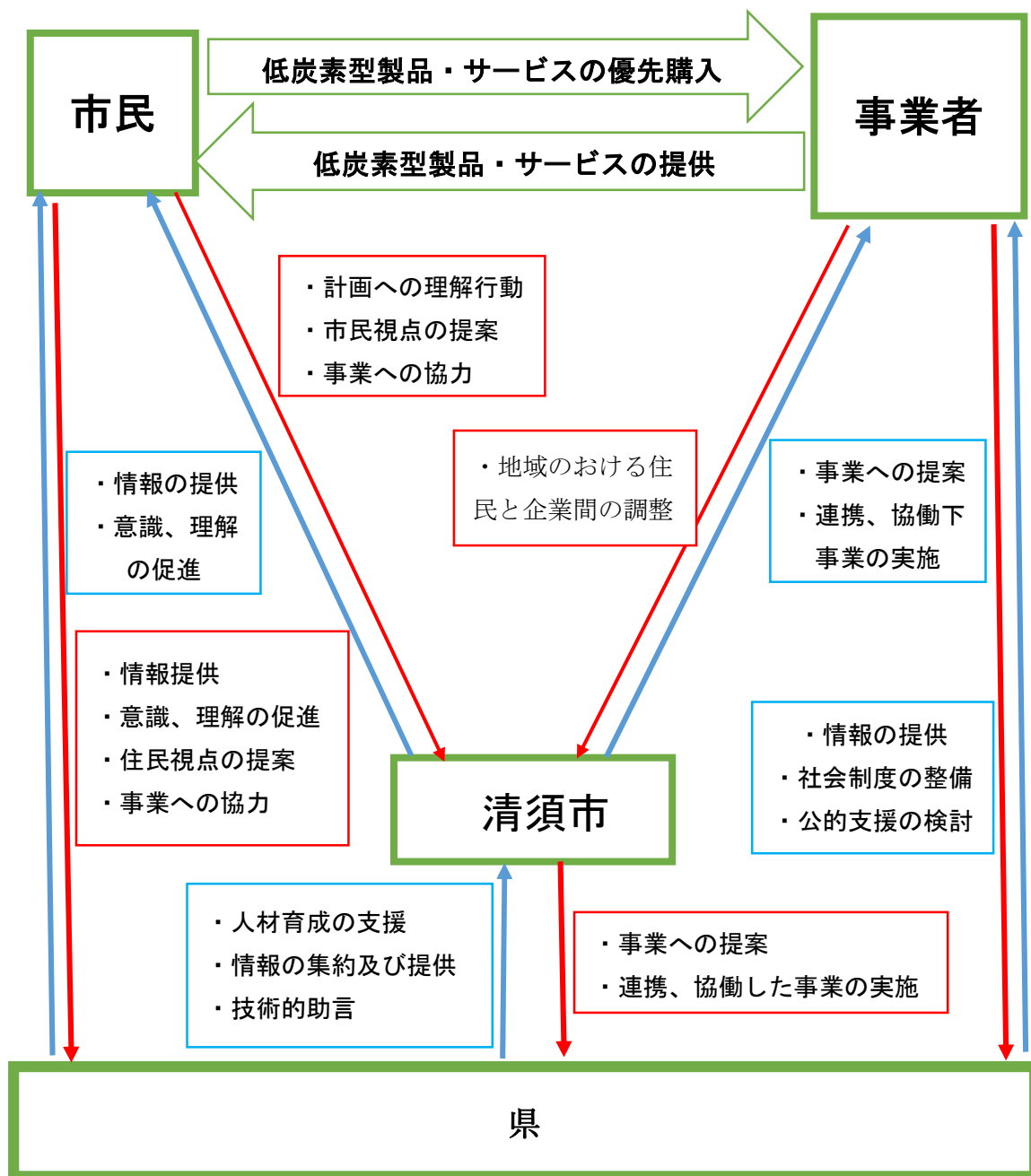
1 取組の基本方針

市の事務事業における温室効果ガス排出削減に向けた取組内容については、これまでに清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で取り組んできた取組を最大限活かすものとします。

区域施策編では前章で述べたとおり、本市の市域全体における温室効果ガス排出量を削減・抑制していくために、市民、事業者、行政の各主体が環境問題全般に正しい認識を持ち、各主体が一丸となり連携して主体ごとに求められる取組みを推進していきます。



事務事業編と区域施策編の対象施設



各主体の役割と関係性

2 事務事業編

清須市の事務事業における、温室効果ガス排出量を削減・抑制する為に行う取組は次のとおりです。

(1) 再生可能エネルギー等の導入

- ・ 公共施設の更新や改修時に太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を推進する。(例：街路灯新設、更新時には LED 証明を使用)
- ・ 公共施設において再エネ電気調達を推進する。
- ・ 公共施設の新設、更新時に ZEB (ゼブ：ゼロ・エネルギー・ビル) ※¹化を推進する。
- ・ 敷地内の緑化に努める。

(2) 省エネルギーの推進

a 照明機器

- ・ 会議室、書庫及び印刷室など、使用時以外は消灯する。
- ・ 始業前及び残業時で必要な場合は、必要最小限の点灯とする。
- ・ 業務に支障のない限り昼休みは消灯する。
- ・ 公共施設の照明について LED 化を行う。

b 空調機器

- ・ クールビズ及びウォームビズを実施する。
- ・ 空調設定温度・湿度の適正化を行う。また未使用の部屋の空調は停止する。
- ・ 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインドやカーテン等により適切な遮光・断熱を行う。

c 給湯器

- ・ 冬季以外の給湯供給時間を短縮する。

d OA 機器

・ 業務終了後は OA 機器や電気製品の電源を切り、電気製品等の待機電力の削減に努める。

- ・ OA 機器等は、省電力モードの設定を行う。
- ・ 機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を購入する。

e 業務効率化

- ・ 組織体制の見直しや事務分掌の整理を行う。
- ・ 事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。

※¹ 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用を通して削減し、限りなくゼロにするという考え方です。

- ・毎月「0」がつく日、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、時間外勤務を抑制する。
- ・毎月「0」がつく日を「ノーマイカーデー」とし、マイカーの使用を控える。

f 公用車

- ・公用車の燃料使用量を削減するため、電気自動車等を導入する。
- ・エコドライブを推進する。
- ・全体数の適正管理を行う。

(3) 省資源の推進

a 水使用量の削減

- ・洗車、トイレ等での節水に努める。

b 用紙類の使用量の削減

- ・コピー及び印刷は両面とし、可能な範囲でミスコピー紙等の裏面利用を推進する。
- ・使用済み封筒の再利用に努める。
- ・行政手続のオンライン化・電子媒体を活用したペーパーレス化を推進する。
(例:一部施設を除く生涯学習施設及びスポーツ施設の空き状況照会から利用申請、オンライン決済をインターネット上から行えるシステムを構築した。)
- ・庁内情報システムを活用し、共用文書・資料の電子情報化を推進する。

(4) 環境に配慮した建設工事の推進

- ・雨水利用、雨水地下浸透に配慮した施設整備を推進する。
- ・環境への負荷の少ない作業（低公害型の工法や建築機械等の採用）を推進する。
- ・建築廃棄物の排出抑制、再生材等の利用を促進する。
(例:枇杷島陸橋工事、枇杷島停車場線道路工事における建設廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進)
- ・森林環境譲与税を活用する。

(5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

a 4 Rの推進

- ・排出ごみの減量、分別、資源化の促進。
- ・環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入（グリーン購入）する。
- ・市民への排出物抑制に関する啓発活動。
- ・備品・物品については、適正な利用を心がけ、長期使用に努める。

b リサイクルの促進

- ・紙類は正しく分別し資源化を徹底する。
- ・再資源化を目的とした小型家電やプリンターのトナーカートリッジの回収
- ・イベント開催時におけるごみの分別の適正化。

(6) その他

- ・環境マネジメントシステムの導入や小売電気事業者の研究を図る。
- ・職員への環境教育を計画的に実施するとともに、地球温暖化に関する情報・知識を共有する。
- ・環境保全活動に積極的に参加する。
- ・地域新電力事業の設立について調査・研究していく。
- ・環境配慮契約等を含めた契約方法を検討する。

市役所各課の具体的な取り組み

担当課	活動	活動内容
人事秘書課	職員の軽装勤務化	クールビズ・ウォームビズ(気候に合わせた服装)の推奨による冷暖房設備の使用減少や設定の見直しをおこなう。
	ノー残業デー	毎週水曜日をノーマイカー・ノー残業デーとし、OA機器の稼働時間を削減し省エネルギー化に取り組む。
	ノーマイカーデー	毎週水曜日をノーマイカー・ノー残業デーとし、自家用車によるCO2排出の削減に取り組む。
スポーツ課	庄内川河川敷の清掃活動	毎年8月に行う「海洋性スポーツ教室」の際に、参加者全員で河川敷の清掃活動を実施している。
都市計画課	環境学習（自然利用）	間伐材を利用した工作教室などを実施している。（NPO主体）
	環境学習（生物観察）	庄内川周辺の自然を利用し、水生生物の観察、ふれあい体験などを実施している。（NPO主体）
	都市緑化推進事業	愛知県のあいち森と緑づくり事業を活用し、公有地における市民による樹林地整備、植栽、ビオトープ作りなどの緑づくり活動（市民参加緑づくり事業）や民間による建物や敷地の緑化を進める事業（緑の街並み推進事業）に補助金を交付し、市内の緑化を推進している。
学校給食センター 管理事務所	地産食品の給食利用	市内の学校給食献立における愛知県産・清須市産の食材を利用
	太陽光発電設備の利用	事業所で使用する温水の調節に係る電力の一部を、施設に設置してある太陽光発電設備で補っている。
	食品残渣の堆肥化	給食の調理残渣や食べ残しなどを市内の処理施設にて堆肥化を行い、廃棄物の削減に取り組んでいる。
上下水道課	環境配慮機械の使用	市事業（公共下水工事）において使用する工事機械は環境に配慮したもの（低排気ガス、低騒音のもの）を使用している。
企画政策課	市民協力型の地域清掃・植栽	清須市アダプト・プログラムとして、市民と協働して道路・公園の清掃・植栽活動を行っている。

3 区域施策編

本市の市域全体における温室効果ガス排出量を削減・抑制する為の、主体別の具体的な取り組み例は次のとおりです

〈市民〉

（１）再生可能エネルギー等の導入

- ・住宅（新築・既存）への再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入
（住宅用地球温暖化設備設置費補助等の制度利用の検討）
- ・家庭内のエネルギー使用量（CO2 排出量）の見える化。
（家庭エコ診断（環境省）、うちエコ診断（愛知県）などの活用や HEMS の導入検討など）

（２）省エネルギーの推進

- ・家庭の照明機器、空調設備等を省エネルギー性能の高い設備を導入する。
（LED 照明への取り替え検討や空調設定温度等の見直し、遮光・断熱素材を用いたエネルギー消費の少ない設備の導入）
- ・灯油、ガスなどを電力利用の物へ切り替える。
- ・可能な範囲で機器の使用方法を省エネルギーな形へ変更する。
（冷蔵庫を詰め込みすぎないようにする。冷暖房は必要なときだけにする。照明は人がいる部屋のみ使用するなど）

（３）省資源の推進

- ・水使用量の削減
- ・節水に心がける。
（風呂場のシャワー機器を節水のものへ替える。など）
- ・長期間利用、再利用可能な製品使用の推進
（エコバッグ、マイボトルなどを使用する。）
- ・積極的な情報の収集
（環境学習出前講座などの様々な環境に関する講演会、勉強会などへ参加し環境問題への理解を深める。）

（４）廃棄物の減量とリサイクルの推進

〈4R の推進〉

- ・排出ごみの減量、分別、資源化の促進。
- ・環境負荷の少ない商品を適正な量だけ購入する。（グリーン購入）
- ・排出ごみの減量に関する制度利用。
（生ごみ処理機の購入補助など）
- ・排出ごみの適正な分別を行う。

(再資源化可能な物品については積極的に再資源化に取り組む)

(5) その他

- ・環境に配慮した電力使用を検討する。
(現在使用している電力を環境に配慮したものへ変更する。)
- ・公共交通機関の利用又は自家用車のエコドライブの実施
- ・緑化の推進

〈事業者〉

(1) 再生可能エネルギー等の導入

- ・事業所、工場等に再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入。
- ・ソーラーカーポートなどの駐車場や遊休地を利用した事業所敷地の再エネ化。
- ・BEMS・FEMS や各種省エネ診断を使用したエネルギー使用量 (CO2 排出量) の見える化。
- ・事業機器を省エネルギー性能の高いものへ切り替える。
- ・排出係数の低い電力を使用する。

(2) 省エネルギーの推進

- ・事業所設備を省エネルギー性能の高いものへ切り替える。
(機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を購入する。例：LED 照明への取り替え検討や空調設定温度等の見直し、遮光・断熱素材を用いたエネルギー消費の少ない設備の導入)
- ・事業所の ZEB 化を検討。
- ・灯油、ガスなどを電力利用の物へ切り替える。
- ・クールビズ及びウォームビズを実施する。
- ・OA 機器使用方法の見直し
(業務終了後は OA 機器や電気製品の電源を切り、電気製品等の待機電力の削減に努める。OA 機器等は、省電力モードの設定を行う。)
- ・業務効率化
(組織体制の見直しや事務分掌の整理を行う、事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努めるなど)
- ・社用車の燃料使用量を削減するため、電気自動車等を導入する。
- ・社用車の全体数の適正管理を行う。
- ・社用車、自家用車問わず社員のエコドライブを推進する。

(3) 省資源の推進

- ・水使用量の削減
(洗車、手洗い場、トイレ等での節水に努める。)
- ・用紙類の使用量の削減

(コピー及び印刷は両面とし、可能な範囲でミスコピー紙等の裏面利用を推進するなど。)

- ・電子媒体を活用したペーパーレス化を推進する。
- ・備品・物品については、適正な利用を心がけ、長期使用に努める。
- ・積極的な情報の収集

(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

〈4Rの推進〉

- ・排出ごみの減量、分別、資源化の促進。
- ・環境負荷の少ない事務用品を適正な量だけ購入する。(グリーン購入)
- ・排出ごみの適正な分別を行う。

(再資源化可能な物品については積極的に再資源化に取り組む。事業活動に伴い発生したごみについては事業系のごみとして適切に分別する。)

(5) その他

- ・公共交通機関の利用推進
- ・事業所敷地の緑化の推進
- ・ロスの少ない事業活動の促進

(再エネルギー化に沿った商品の考案や簡易包装などの梱包材の減量化など)

市内の特定事業所の多くは、愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」(2030年に温室効果ガス排出量を46%削減)と同じように自社での目標を設定し温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

最終的には温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするべく毎年環境事業に取り組んでおり、取り組みの詳細や削減の現状・推移などは各社のホームページでも確認することができます。

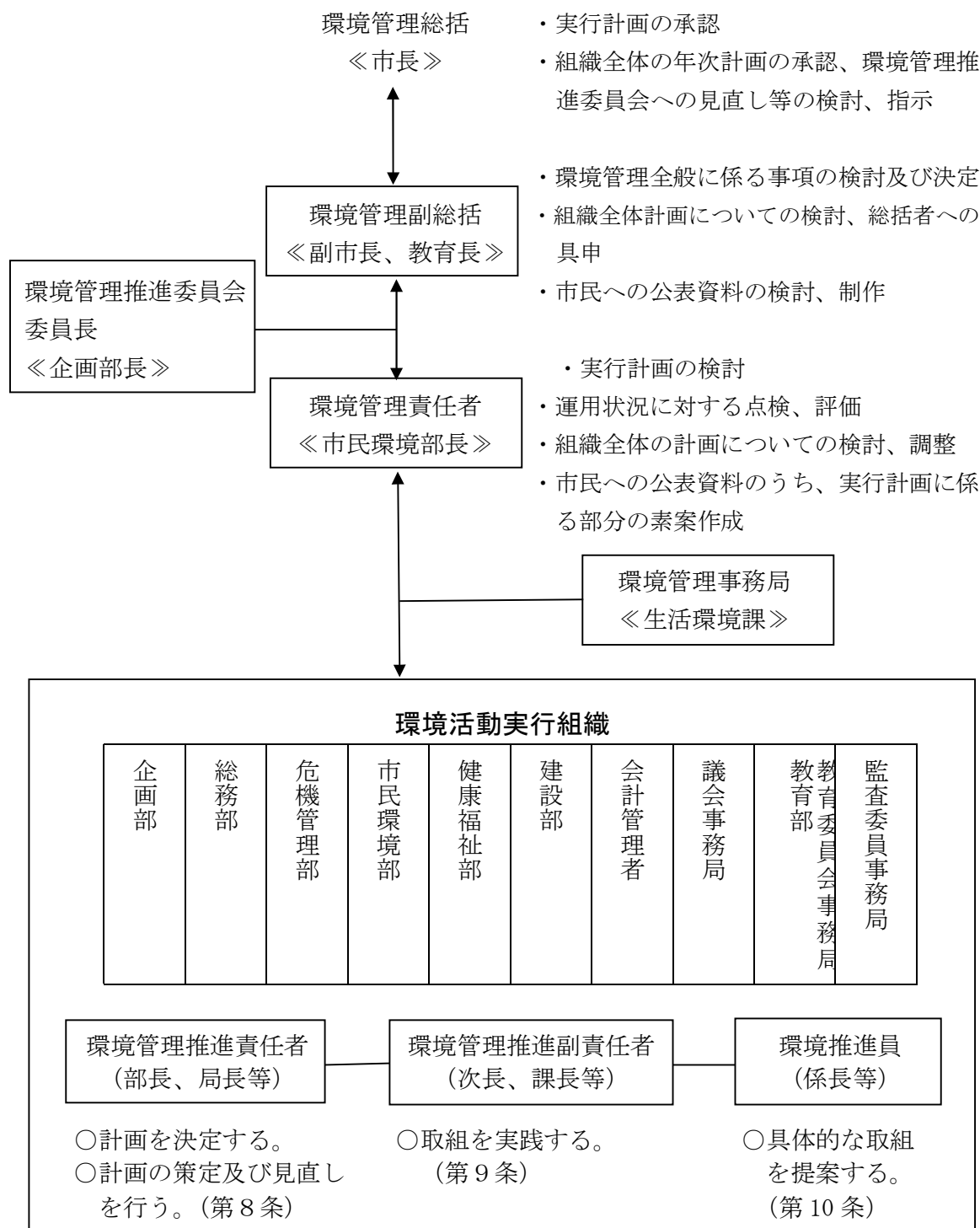
4 市域企業が活用出来る環境施策等

地球温暖化防止のため、愛知県及び清須市では地域企業に向けて様々な取り組みを行っています。下記の表はその一例です。是非参考にしてください。

名称	内容	問い合わせ先
あいち省エネ相談（県）	中小事業者が取り組む省エネ対策やカーボンニュートラル(脱炭素)を目指す取り組みに対してアドバイスなどの支援を行う。 ※本事業は、深田電機株式会社 ES室に委託して実施しています。	深田電機株式会社 ES室 050-3467-5779 愛知県 環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ 052-954-6242
伴走型省エネ診断（県）	愛知県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等に対し、愛知県が委託する一般社団法人中部産業連盟が支援を行う。 ・省エネ診断の実施 ・省エネ診断の結果報告会の実施 ・伴走型支援機関によるフォローアップ	愛知県 環境局 地球温暖化対策課 計画推進グループ 052-954-6242
都市緑化推進事業（市） 緑の街並み推進事業	民間による建物や敷地の緑化を進める事業を支援する。 補助対象事業…緑化面積50㎡以上(生垣は延長15m以上) 交付金交付率…1/2 交付金限度額… 屋上緑化、壁面緑化、⇒対象面積(㎡)×30千円 駐車場緑化など⇒対象面積(㎡)×20千円 空地緑化⇒対象面積(㎡)×15千円 生垣設置⇒延長(m)×5千円	清須市役所 建設部 都市計画課 052-400-2911（代表番号）

第 6 章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制



※ 清須市地球温暖化対策実行組織設置規程による

組織図

部・局等	課等	
この組織の長が環境管理推進責任者	この組織の長が環境管理推進副責任者	環境推進員
企画部	人事秘書課	各部等の係長級の職員原則1名 環境管理推進責任者の指名を受けた者
	企画政策課	
	企業誘致課	
総務部	総務課	
	財政課	
	財産管理課	
	税務課	
	収納課	
危機管理部	危機管理課	
市民環境部	市民課	
	保険年金課	
	生活環境課	
	産業課	
	西枇杷島市民サービスセンター	
	清洲市民サービスセンター	
	春日市民サービスセンター	
健康福祉部	社会福祉課	
	高齢福祉課	
	こども家庭課	
	児童保育課	
	健康推進課	
建設部	土木課	
	都市計画課	
	上下水道課	
会計管理者	会計課	
議会事務局	議事調査課	
教育委員会事務局教育部	学校教育課	
	生涯学習課	
	スポーツ課	
	学校給食センター管理事務所	
監査委員事務局	監査課	

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

（１）毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、環境管理推進責任者が環境管理事務局（生活環境課）に対して定期的に報告を行います。環境管理事務局（生活環境課）はその結果を整理します。環境管理推進委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

環境推進員は、「チェック項目と計画項目別表」（参考資料20～22ページ参照）から項目を選択し、各部で取組をした項目の評価票を作成します。また、取組が不十分な項目については、原因と改善策等を取りまとめて評価します。

また、電気使用量、燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、公用車の走行距離、ごみ排出量については年間使用量の数量をまとめて記録票を作成します。

評価票と記録票は、評価後と集計後に環境管理事務局（生活環境課）へ提出します。

（２）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境管理推進委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、社会経済情勢の変化や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合は、改定要否の検討を行い、必要がある場合には、本計画の改定を行います。

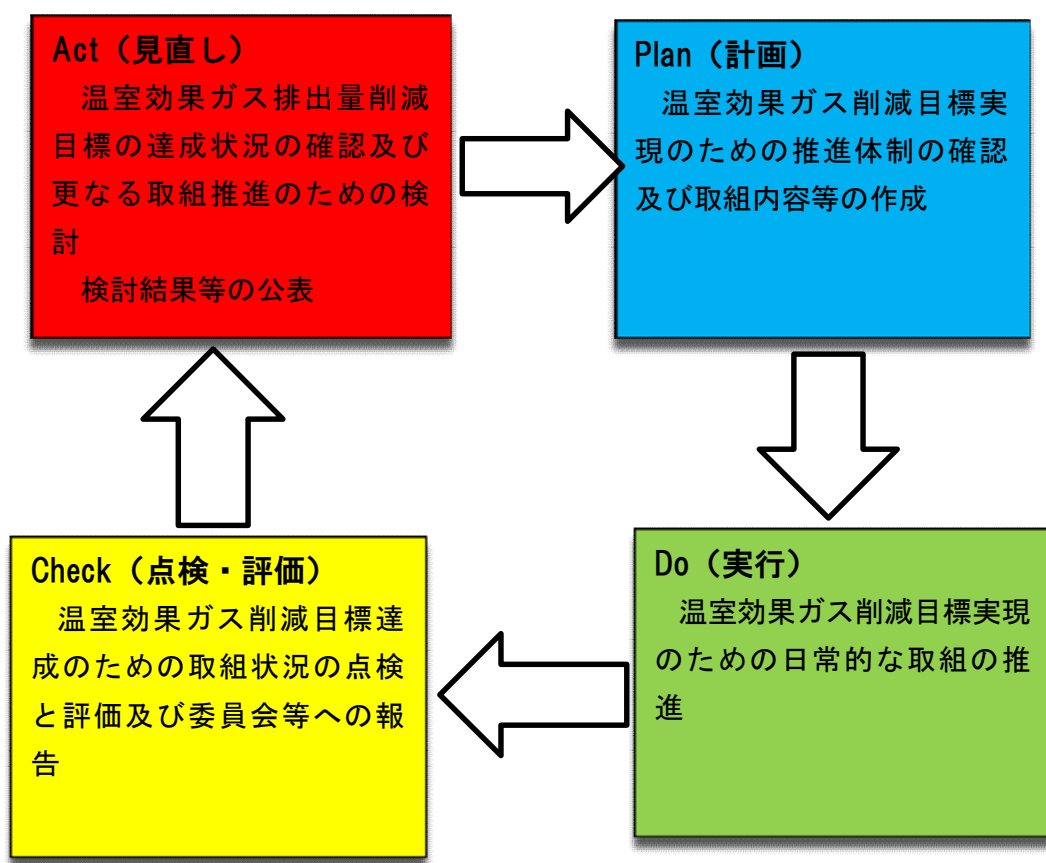


図 6－1 進捗管理の PDCA サイクル

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、清須市のホームページ等で適宜公表します。

清須市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
令和 8 年 3 月

清須市市民環境部生活環境課
〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
電話 052-400-2911（代表）
E-mail seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp